様式第２号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった未利用材活用・再造林促進事業費補助金については、山梨県未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

１　補助金の交付の対象は令和　　年　　月　　日付けで申請のあった未利用材を木質バイオマスとして活用する際の搬出に要する経費とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

２　補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　円

（搬出材積　　　　　　㎥相当）

３　補助事業の期間は、令和　年　月　日から　年　月　日までとする。

４　補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第３号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の２０％以内を減額させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

（２）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

５　本通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から２０日以内に申請の取下げをすることができる。

６　補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について知事に求められた場合は、報告しなければならない。

７　補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して１箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第４号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

８　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業完了年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。